

第４８回鴨川市史編さん委員会会議次第

令和２年１１月６日（金）

午前１０時３０分

鴨川市文化財センター

１ 開 会

２ 挨拶

３ 説明（日程・資料等）

４ 会議録署名人の指定

５ 議 事

（１）今後の市史編さん方針について

（２）『主基のあゆみ』の総ページ数について

（３）『主基のあゆみ』の校閲について

（４）次回会議の公開又は非公開について

６ その他

７ 閉 会

1. これまでの経緯

本市では、これまで、市（町）史について、基礎資料の充実を図るべく、史料収集、古文書整理、あゆみシリーズの刊行などを推進。以下のとおり取り組んできた。

<旧鴨川市>

- 昭和61年 市制施行20周年の事業の一端として計画策定を開始。
- 昭和62年 市史編さん委員会を設置。
- 平成元年 専門委員を初設置。
- 平成3年 『鴨川市史 史料編（一）』を刊行。
以降、『曾呂のあゆみ』まで計15冊を刊行。
- 平成7年 調査継続のための1名を残し解任。
- 平成10年 組織改革により、総務課から、教育委員会所管へ。「市史編さん室」を設置。
- 平成12年 設置規則を廃止し、設置条例を制定。今後の市史編さん方針を決定。
- 平成13年 市史編さん室、現在の文化財センターへ移動
- 平成16年 条例の一部改正により、専門委員を調査執筆委員に改称。

<旧天津小湊町>

- 昭和60年 町史編さん委員会を設置。
- 昭和61年 事業計画を策定。
- 昭和62年 調査開始。
- 平成2年 『天津小湊町史 史料編（一）』を刊行。
以降、『神仏調査報告書』まで11冊を刊行。
- 平成13年 刊行事業終了に伴い、町史編さん委員会を廃止。業務は教育委員会にて継続。

<新市後>

- 平成17年 新市誕生に伴い、「市史編さん室」と、郷土資料館他、文化振興事業を併合、文化振興課を設置。
市史編さん委員会を改めて設置。基本方針を継続。
- 平成18年 『太海のあゆみ』を刊行。以後、あゆみシリーズの刊行を続行。
- 平成19年 文化振興課を廃止、生涯学習課に統合。「文化振興室」設置。
- 平成29年 委員任期に伴い、調査執筆委員の委嘱なし。
- 令和元年 新市後8冊目となる『西条のあゆみ』を刊行。

2. 策定の趣旨

近年、市民の中には、地域資源・資産を深く理解する人々が増え、地域の歴史・文化を学び、

活かし、市民アイデンティティを追求する諸活動も活発になってきている。ゆえに、ふるさとに深い誇りと愛着を持てる郷土愛の醸成と、本市ならではの未来へ向けたまちづくりを推進するため、新たな市史編さんが必要とされている。

また、先人たちの築いてきたこの町の過去から現代まで成り立つ経緯を知り、未来はどこへ進むのか、どうあるべきか、市民がその答えを見い出すためにも市史編さんは重要である。

これらを踏まえ、この基本方針では、第2次鴨川市総合計画における施策「歴史・文化の保全と活用」の実現と、新たな鴨川市史編さんを推進するため、基本的な方向性と計画を示し、今後の市史編さんの骨格とするために定めるものである。

3. 市史編さんの定義

本基本方針にいう「市史編さん事業」の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民全般・市内外に残る、鴨川市の歴史・文化・民俗・自然等に関連する資料全般を収集して系統的に解明・調査研究を加えて出版する。
- (2) 収集した歴史資料は本市及び市民の共有財産であり、本市を理解しよりよい「まちづくり」の基本資料として保存管理し、活用していく。

4. 市史編さん事業の目的

市史編さんの目的は、以下のとおりとする。

- (1) 旧町村・市域に関する歴史の変遷を学術的かつ系統的に記述した市史の刊行により、史実を後世に伝えるとともに、郷土に対する理解と関心を深め、市民等の郷土愛を育む。
- (2) 旧町村・市域に関する人々の諸活動を記録した地域史料を次世代へ引き継いでいくため、歴史的公文書や古文書、古写真、考古資料等を含む文化財、民俗、自然等の資料調査・収集・整理を行い、適正な保存に努める。
- (3) 収集・整理された資料等の研究・活用を図ることにより、様々な地域資源・資産価値の向上と発展に寄与するとともに、まちづくりに役立てる。

5. 市史編さんの基本方針

市史の編さんは、以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) これまでの町・市史編さんの蓄積と最新の歴史研究の成果の上に立ち、地域に埋もれている未発見の資料を掘り起こし活用して市史を編さんする。
- (2) 未完・未解明となっている時代や地域を踏まえつつ、政治・経済・行政史に偏ることなく、地域に生活する市民の視点から編さんする。
- (3) 歴史資料の検証に基づく、質の高い学術レベルに耐えうる記載内容を保ちながら、平易簡潔な文章で読みやすく、わかりやすい市史を編さんする。
- (4) これまでの合併の経過を踏まえ、旧町村域に関連する地域的・歴史的・文化的な特性に配慮しながら市史を編さんする。

- (5) 広く市民に親しまれるよう、写真や図版を多く使用するほか、市ホームページ、その他デジタルメディアも積極的に活用を検討し、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (6) 歴史資料は、市内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承等無形のものにも配慮して収集する。
- (7) 歴史資料は、鴨川市の発展過程を検証する基礎資料であり、「まちづくり」にも活用すべきことを踏まえ、将来における市民との情報共有に配慮した整理作業を行う。
- (8) 編さんの過程で調査・収集した原資料、複写・新聞記事などの2次資料は、将来に向けて収蔵庫で適正に保存・管理し、鴨川市郷土資料館等で広く市民に公開・閲覧して活用に努める。

6. 市民協働

市史編さんに当たっては、市民参加による愛郷心昂揚の視点から、次の方針により市民協働を進めるものとする。

- (1) 市民又は地域の方々、大学等と協働し、地域の歴史を掘り起こすことに努めるとともに、市史編さん事業の普及と将来の人材育成を図る。
- (2) 歴史講演会・市民講座・歴史散歩等の事業を通して、郷土理解・地域の活性化により、市民の協働意識の醸成を図る。

7. 刊行計画

- (1) 市史編さんの刊行計画は、別に定める。
- (2) 刊行計画は、資料の調査・収集状況や事業の進捗状況等により、随時見直しを行う。

8. 頒布方法

部数や体裁等を含め、購入しやすい頒布価格の設定、場所、方法となるように努め、広く周知する。

9. その他

この基本方針に定めるもののほか、市史編さんに必要な事項は別に定める。

○作成物案

・鴨川市史 昭和編(30 年以降)

全市編 or 旧町ごと(鴨川、江見、長狭、天津小湊)

・人物史

『郷土人物史話』 平成 8 年発行

『ふるさと鴨川』 市図書館編集、平成 22 年発行

・ふるさと歴史読本 時代別

原始・古代 発掘によって得られた考古資料や遺跡

中世 「中世という時代」「市域の荘園と武士団」

近世 「農民のくらし」「嶺岡牧」

近代 学校や産業など、「昨日」の歴史

※教育委員会が作成した副読本『わたしたちの鴨川市歴史編』の購入希望がある

・写真集「かもがわ」

『フォトグラフ天津小湊』 旧天津小湊町、平成 6 年発行

『ふるさと思い出写真集』 国書刊行会、昭和 62 年発行